



NEWS RELEASE

平成 24 年 8 月 17 日

株式会社みずほ銀行における「フコクしんらい医療保険」の販売開始について

フコクしんらい生命保険株式会社（社長 山本 幹男）は、平成 24 年 8 月 20 日（月）より、「フコクしんらい医療保険」（正式名称：解約返戻金抑制型医療保険）を生命保険窓販商品として、株式会社みずほ銀行を通じて販売いたします。

本商品は、「日帰り入院」、「公的医療保険が適用となる手術・放射線治療」、「先進医療」、「5 年ごとの生存給付金」などお客さまのニーズが高い保障をご準備いただける商品として、シンプルでかつお客さまにとってのわかり易さを基本のコンセプトとして開発いたしました。

当社では今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。

<主な特徴>

- ① 日帰り入院でも 5 日分の入院給付金を保障します。
- ② 公的医療保険が適用となる手術・放射線治療を保障します。
- ③ 公的医療保険が適用とならない部分の先進医療を保障します。
- ④ 骨髄移植に対応します。
- ⑤ 生存給付金特約を付加した場合、生存給付金を 5 年ごとにお受け取りいただけます。

<1>しくみ図



※この商品では、入院給付金日額10,000円または5,000円のいずれかを選択していただきます。

※生存給付金額は、入院給付金日額10,000円コースの場合100,000円、5,000円コースの場合50,000円です。

<2>取扱条件

契約年齢範囲 (被保険者)	0歳(生後15日以上)～75歳 ^{※1}	
入院給付金日額	10,000円・5,000円	
入院給付金の支払限度の型	60日型	
生存給付金の支払時期による型	5年型	
生存給付金の支払限度回数	5回	
保険期間 保険料払込期間	解約返戻金抑制型医療保険(主契約)	終身
	生存給付金特約(特約)	25年
保険料払込方法	口座振替月払・口座振替年払	
引受選択	告知書扱 ^{※2}	

※1：被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算します。また、ご契約後の被保険者の年齢は、契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加え計算します。

※2：保険契約の引受けに関する判断のために必要な健康状態などに関する質問に被保険者がご自身で告知いただく方法です。

注：法人・個人事業主契約はお取り扱いできません。

< 3 > 保障内容

	お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度
主 契 約	疾病入院給付金	疾病により入院されたとき	①入院日数が 5日以内の場合 入院給付金日額×5	1入院の 支払限度は 60日 (通算限度は 1,095日)
	災害入院給付金	不慮の事故 ^{※1} により入院されたとき	②入院日数が 6日以上の場合 入院給付金日額× 入院日数	
	手術給付金	疾病または不慮の事故により 所定の手術 ^{※2} を受けられたとき	①入院中に受けられた 手術 入院給付金日額×10 ②入院中以外(外来)で 受けられた手術 入院給付金日額×5	なし
	放射線治療給付金	疾病または不慮の事故により所定の 放射線治療 ^{※3} を受けられたとき	入院給付金日額×10	なし (ただし、60日間に1回)
	先進医療定額給付金	疾病または不慮の事故により所定の 先進医療 ^{※4} による療養を受けられた とき	入院給付金日額×10	なし
	骨髄移植治療給付金	疾病または不慮の事故により所定の 骨髄移植 ^{※5} を受けられたとき	入院給付金日額×10	なし
	骨髄ドナー給付金	所定の骨髄移植のドナーになられた とき ^{※6}	入院給付金日額×10	1回
特 約	生存給付金	5年ごとの契約応当日またはこの特 約の保険期間満了時に生存されてい るとき ^{※7}	生存給付金額	5回

(注) 災害入院給付金の支払事由と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合、災害入院給付金のお支払いがある間は、疾病入院給付金を重複してお支払いしません。

- ※1：不慮の事故の日から180日以内に開始した入院が対象です。「不慮の事故」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ※2：お支払いの対象となる手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術です。ただし、次の①～⑥に該当する手術は、手術給付金をお支払いできません。①創傷処理②皮膚切開術③デブリードマン④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術⑤抜歯手術⑥鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含む)
また、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して手術を受けられた場合に、手術料が1回のみ算定される手術があります。これらの手術を受けられた場合には、お支払額のもっとも高い1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- ※3：お支払いの対象となる放射線治療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。
- ※4：お支払いの対象となる先進医療とは、健康保険法などの規定にもとづく評価療養のうち、厚生労働省告示にもとづいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。ただし、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。なお、先進医療定額給付金のお支払いは、同一の疾病または傷害を原因として、同一の先進医療による療養を複数回受けた場合でも、1回の給付となります。
- ※5：お支払いの対象となる骨髄移植とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいいます。また、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなし、お支払いの対象となります。ただし、異種移植および公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(骨髄移植を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます)に輸血料の算定対象として列挙されていない骨髄移植は除きます。
- ※6：組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的としたものをいいます。ただし、自家移植の場合を除きます。また、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した後に行われた骨髄幹細胞の採取手術であることを要します。なお、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植は骨髄ドナー給付金のお支払いの対象とはなりません。
- ※7：被保険者がお亡くなりになられた場合、生存給付金特約の責任準備金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者にお支払いします。

< 4 > 保険料例（口座振替月払保険料）

■入院給付金日額 10,000 円コース

契約年齢 (被保険者)	男性			女性		
	主契約	生存給付金 特約	合計	主契約	生存給付金 特約	合計
30 歳	3,430 円	一律 1,650 円	5,080 円	3,440 円	一律 1,650 円	5,090 円
40 歳	4,740 円		6,390 円	4,160 円		5,810 円
50 歳	7,240 円		8,890 円	6,000 円		7,650 円
60 歳	10,520 円		12,170 円	8,600 円		10,250 円

■入院給付金日額 5,000 円コース

契約年齢 (被保険者)	男性			女性		
	主契約	生存給付金 特約	合計	主契約	生存給付金 特約	合計
30 歳	1,715 円	一律 825 円	2,540 円	1,720 円	一律 825 円	2,545 円
40 歳	2,370 円		3,195 円	2,080 円		2,905 円
50 歳	3,620 円		4,445 円	3,000 円		3,825 円
60 歳	5,260 円		6,085 円	4,300 円		5,125 円

※保険料払込期間は、主契約：終身、生存給付金特約：25 年となります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討に際しては『商品パンフレット』や重要事項を説明した書面である『契約概要・注意喚起情報』を必ずお読みください。また、ご契約の際には『ご契約のしおり・約款』を必ずお読みください。

以上